

2008年8月6日 全2頁

# ASBJ、退職給付会計基準の 一部改正

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## 退職給付債務の計算における割引率の取扱いの見直し

### [要約]

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年7月31日、企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(以下、改正退職給付基準という。)を公表した。2008年3月21日にASBJより公表された公開草案から大きな内容の変更はない。
- 今般の改正は、企業会計審議会が平成10年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準注解」を含む。)のうち、同注解(注6)「安全性の高い長期の債券について」を改正し、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明示するものである。国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスにおいて、退職給付会計に関する論点のうち、短期的なプロジェクト項目として検討が行われていたものである。
- 改正退職給付基準では、適用時期について、2009(平成21)年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用するとしている。ただし、平成21年3月31日以前に開始する事業年度の年度末からの早期適用も可能であることとしている。

(注)本稿は、公開草案段階で作成した拙稿「退職給付債務の計算における割引率の取扱いの見直し—ASBJ、退職給付会計基準を一部改正。公開草案を公表—」(2008年4月30日付DIR制度調査部情報)の確定版である。

### 1. はじめに

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年7月31日、企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(以下、改正退職給付基準という。)を公表した。
- 今般の改正は、企業会計審議会が1998(平成10)年6月16日に公表した「退職給付に係る会計基準」(「退職給付に係る会計基準注解」を含む。)のうち、同注解(注6)「安全性の高い長期の債券について」を改正することを目的としたものである。
- 国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスにおいて、退職給付会計に関する論点のうち、短期的なプロジェクト項目として検討が行われていたものである。

## 2. 改正点

- 退職給付に係る会計基準では、退職給付債務における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回り<sup>1</sup>を基礎として決定しなければならないとされている。
- 一方、改正前の退職給付に係る会計基準注解(注6)のなお書きでは、割引率について、一定期間(おおむね5年以内をいうとされている)の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる<sup>1</sup>とされていた。
- 現行実務では過去5年間の債券の利回りの平均値を割引率にする方法が広く用いられている。
- 退職給付会計基準では、退職給付債務の計算における割引率の取扱いについて、退職給付に係る会計基準注解(注6)のうち、なお書き部分を削除するとしている(図表(改正前)下線部分)。
- 今般の改正により、期末時点での利回りを基礎とする方法に統一されることになる。

図表 改正点

改正前	改正後
退職給付に係る会計基準注解 (注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。 <u>なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。</u>	退職給付に係る会計基準注解 (注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、 <u>期末における(※)長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。</u> (削除)

(※)公開草案から追加

- 注解6のなお書きを削除しても、最近の金利状況を踏まえれば、割引率が変更されるようなことはあまりなく、企業にはそれほど影響はないという指摘がされている。

## 3. 適用時期等について

- 退職給付会計基準では、適用時期について、2009(平成21)年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用するとしている。
- ただし、2009(平成21)年3月31日以前に開始する事業年度の年度末からの早期適用も可能である。

<sup>1</sup> 安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。具体的には、複数の格付け機関によりダブルA格相当以上を得ている社債等が該当することになる。